

第1章 計画策定の背景

第1章

計画策定の背景

1-1. 市の環境政策のあゆみ

(1) 伊勢原市環境基本計画の策定

平成16（2004）年4月に、環境保全等のための施策を総合的・計画的に進めるため、伊勢原市環境基本計画（以下、「計画」といいます。）が策定されました。

(2) 伊勢原市環境基本条例の施行

平成22（2010）年4月に、市民、市民団体、事業者などと行政が積極的な参画と協働により、豊かな環境と共生するすみよいまちづくりを推進することを目的に、伊勢原市環境基本条例（以下、「条例」といいます。）が施行されました。

(参考) 条例の基本理念

- ・ 良好な環境の保全等は、将来の世代へ継承していかなければならない。
- ・ 良好な環境の保全等は、恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷が少ない健全な社会が構築されることを旨とし、豊かな自然環境を保全し、環境と市民の共生が実現されるように行わなければならない。
- ・ 良好な環境の保全等は、市、市民、市民団体、事業者及び旅行者その他の滞在者の日常生活又は事業活動において行わなければならない。

(3) 第二次伊勢原市環境基本計画について

平成25（2013）年に策定した、第二次伊勢原市環境基本計画（以下、「前計画」といいます。）は、条例で掲げる基本理念に基づき、「みんなでつなぐ豊かな環境」を目指すべき環境像とし、「①環境教育・学習 ②生活環境 ③循環型社会 ④エネルギー・地球温暖化 ⑤自然環境 ⑥都市環境」の分野で、環境保全等の取組を進めています。

また、前計画は、平成30（2018）年度に中間改定を行い、具体的な目標25項目を20項目に見直す等の改定を行いました。

令和4（2022）年度で、前計画が計画目標年次を迎えることから、国の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の改定、新型コロナウイルスによる社会の意識変化等を踏まえ、令和5（2023）年度を開始年度とする新たな計画である第3次伊勢原市環境基本計画（以下、「本計画」といいます。）を策定するものです。

(4) 「ゼロカーボンシティいせはら」の表明について

令和3（2021）年10月、令和32（2050）年における二酸化炭素排出量実質ゼロと、気候変動に強いまちの実現を目指す「ゼロカーボンシティいせはら」を表明しました。

地球温暖化対策のため、令和32（2050）年二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体のことを「ゼロカーボンシティ」といいます。

令和4（2022）年11月末現在、全国で804自治体、神奈川県内では県を含め26自治体（1県19市6町）が表明をしています。

本市は、丹沢大山を始めとした豊かな自然の恵みを受けながら、歴史と文化を守り発展を続けてきました。

私たちの財産ともいえる豊かな自然との共生を未来の世代へと引き継いでいくため、今の時代を生きる我々が、地球温暖化の問題に向き合っていく必要があることを訴えかけています。

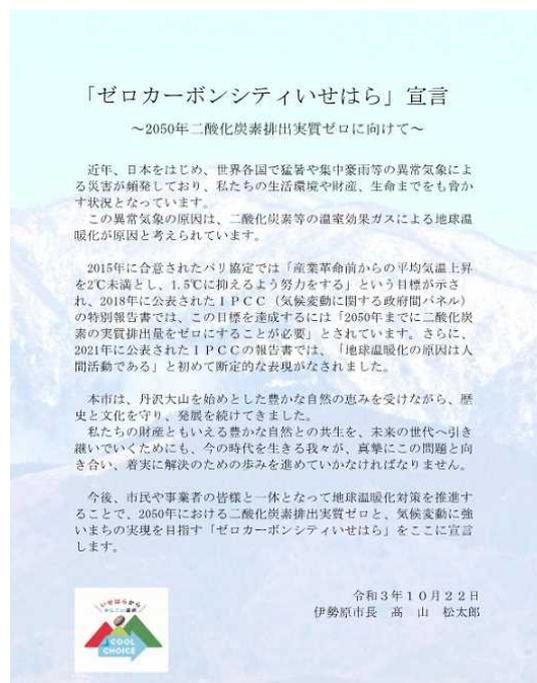


図1-1：ゼロカーボンシティいせはら

1-2. 地球環境を取り巻く動向

(1) 国際社会の動き

ア 世界の地球温暖化対策

平成27(2015)年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書以降の国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択され、令和2年以降の温室効果ガス排出削減のための目標が示されました。パリ協定では、「途上国を含む全ての参加国に努力義務」を求める初めての枠組みとなったことから、歴史上最も画期的といわれています。パリ協定の締約国は、令和2年以降の「温室効果ガス削減・抑制目標」を定め、「長期低排出発展戦略」の提出が求められています。

令和3(2021)年11月にイギリスのグラスゴーで開催されたCOP26では、気温上昇幅を1.5℃に抑えることが公式文書(グラスゴー気候合意)に明記されました。また、石炭を巡っては、排出抑制対策を講じていない石炭火力発電について、「段階的な削減に向けた努力を加速する」ことが合意に盛り込まれました。また、パリ協定で唯一合意できていなかった、先進国が途上国の脱炭素化を支援した場合に、削減量の一部を先進国側に計上できる国際取引ルールについても合意されました。



図1-2: COP26(出展:外務省HP)

イ 持続可能な開発目標(SDGs)

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称で、平成29(2017)年に国連で採択されました。令和12(2030)年までに全世界(先進国、途上国)が目指す国際目標のことで、17項目のゴールと169項目のターゲットで構成されています。



図1-3: SDGs 17の目標

持続可能な開発は、将来の世代が受ける恩恵を損なわずに、現世代のニーズを充足する開発と定義されています。人間、豊かさ、平和、パートナーシップという極めて重要な分野で、2030年までの行動を促します。

本市では、令和元(2019)年3月に、県及び県内市町と共に「SDGs 日本モデル宣言」を採択し、賛意を表明しています。

ウ 脱炭素社会とグリーンリカバリー

グリーンリカバリーとは、新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への対策で、環境を重視した投資などを通して経済を浮上させようとする手法です。

特に、パリ協定の達成に貢献すること、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与することがポイントとなります。

コロナ禍からの経済回復に向けて強力な経済政策が実施されることを大きな機会として、一気に「持続可能な社会」を実現し、コロナ禍以前とは異なる、新たな未来の創造につながる復興を目指すものです。

気候変動への対応や、生物多様性の維持といった課題の解決に重点的に資金を投じることを通じ、そこから雇用や業績の拡大で成果を引き出すことを狙います。

例えばEUでは、「次世代EU」と名付けた90兆円規模の経済復興策を打ち出し、再生可能エネルギーの普及や電気自動車への転換のための巨額のインフラ支援などが盛り込んでいます。フランス政府は、経営難に陥ったエールフランスに資金を融資するにあたって、列車など代替手段がある2時間半以内の国内路線を縮小することを条件にするなど、脱炭素化を促す方向性を明確にしています。

また、経済活動において、環境面の配慮を判断材料として考えるESG投資が欧米を中心に拡大しています。気候変動対応や脱炭素の取組を経営戦略に取り入れ、開示する動きが日本でも進展しており、脱炭素経営がビジネスチャンスと捉えられています。

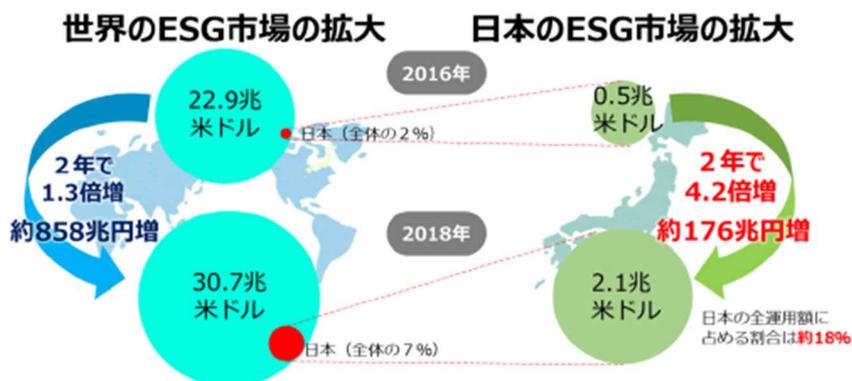


図1-4：ESG投資の拡大（出典：環境省 地球温暖化対策の推進に関する制度検討会第1回資料）

Ⅰ RE100とEV100

RE100とは、イギリスの国際環境NPO「The Climate Group」によって、事業活動による環境負荷を低減させるために平成26（2014）年に設立された国際的な企業集団です。必要なエネルギーを全て再生可能エネルギーで賄うことを目標に、世界の影響力のある大企業が参加しています。

また、自動車は移動や輸送の手段として欠かせませんが、地球温暖化の原因にもなっており、この課題の解決に向けて、電気自動車（EV）への転換が求められています。EV100とは、この流れを受けて、同じ「The Climate Group」によって平成29（2017）年に設立された国際的な企業集団です。参加する企業は令和12（2030）年までに事業活動の移動を100%EVにすることを目指しています。

RE100

図1-5：RE100のロゴ

第1章

計画策定の背景

（2）国の動き

ア 第五次環境基本計画

平成30（2018）年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

また、「地域循環共生圏」の創造に向けた施策の展開として、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など分野横断的な6つの重点戦略を設定し、さらに、重点戦略を支える環境政策として、「気候変動対策」をはじめとする6つの分野が示されています。



図1-6：地域循環共生圏（出典：環境省 第五次環境基本計画の概要）

イ 2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップの策定

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けての地球温暖化対策として、国は令和2（2020）年10月、「令和32（2050）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち令和32（2050）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。これを受け、脱炭素社会の実現に向けて、令和32（2050）年までに二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むこととする「ゼロカーボンシティ」の表明をする全国の地方公共団体が増えてきています。

温室効果ガスは、経済活動、日常生活においても排出されており、国民一人ひとりのライフスタイルに起因する温室効果ガスが消費ベースで全体の排出量の約6割を占めるという分析もあります。脱炭素社会の実現は、国や自治体、事業者だけが取り組むべきものではなく、個人の生活レベルでも意識の变革が必要です。

令和3（2021）年6月に国が公表した「地域脱炭素ロードマップ」では、今後の5年間を重点取組期間とし、人材・技術・情報・資金の面で各地域を積極支援する姿勢を示しました。

また、国は令和12（2030）年までに、少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、そのモデルを全国に伝播させることで、「脱炭素ドミノ」を狙うとしています。

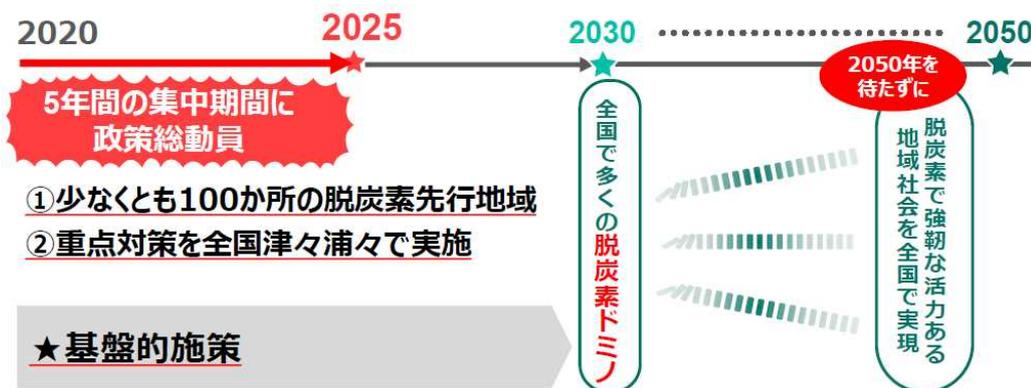


図1-7：脱炭素ドミノのイメージ（出典：地域脱炭素ロードマップより抜粋）

ウ 地球温暖化対策の推進に関する法律と地球温暖化対策計画

令和3（2021）年6月に、「令和32（2050）年までの脱炭素社会の実現」を基本理念に規定した改正地球温暖化対策の推進に関する法律（改正温対法）が公布されました。改正温対法では、区域の温室効果ガス削減のための施策として、①再生可能エネルギーの利用促進、②住民・事業者の温室効果ガス削減に係る活動促進、③脱炭素型まちづくり、④循環型社会の形成があげられており、これらに対する施策の実施目標を定めることが求められています。

また、「地球温暖化対策計画」は、改正温対法に基づき、国の温室効果ガス排出量の目標等を定めた計画で、令和3（2021）年10月に閣議決定されました。

国は、令和3（2021）年4月に、令和12（2030）年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しており、この新たな目標の実現に向けた計画となっています。

Ⅰ 気候変動適応計画

地球温暖化が日々深刻化している中、気候変動の影響により、国内においても気温の上昇、作物への影響、動植物の分布の変化等が起こっています。個々の現象のすべてが地球温暖化による影響とは言い切れないものの、今後も地球温暖化の進行に伴い、さまざまな気候への影響が発生すると予測されています。

地球温暖化の抑制にむけて、国内では様々な主体が二酸化炭素排出量の削減目標を掲げており、削減目標達成に向けた取組(緩和策)が行われているものの、緩和策を着実に達成したとしても回避できない気候変動のリスクが存在すると考えられています。

そういった気候変動のリスクを踏まえ、国では気候変動リスクの適応に向けた「気候変動適応計画」が平成30（2018）年11月に策定されました。

「気候変動適応計画」では、各分野において気候変動リスクへの適応に向けて7つの基本戦略が示されています。特に基本戦略4には、地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進について定められており、その中で「地域循環共生圏」の創造による強靱で持続可能な地域社会の実現につなげていく視点が重要であると指摘しています。

Ⅱ 第6次エネルギー基本計画

エネルギー基本計画は、エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき国が策定をするものです。

平成30（2018）年の第5次エネルギー基本計画策定時からのエネルギーを巡る情勢変化や、日本のエネルギー需要構造、脱炭素社会に向けた世界的な潮流等を踏まえ、令和3（2021）年10月に第6次エネルギー基本計画が閣議決定されました。

この計画では、国のエネルギー政策の基本的視点（安全性(Safety)、自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment))を前提とし、令和32（2050）年カーボンニュートラル及び令和12（2030）年の新たな温室効果ガス排出量削減目標（2013年度比46%削減）に向けたエネルギー政策の道筋を示しています。

また、令和12（2030）年における野心的なエネルギーミックス（電源構成）の見通しも示しており、石炭などの化石電源の割合を緩やかに減少させつつ、再エネの割合を36%～38%、状況に応じて38%以上にすることが明記されました。

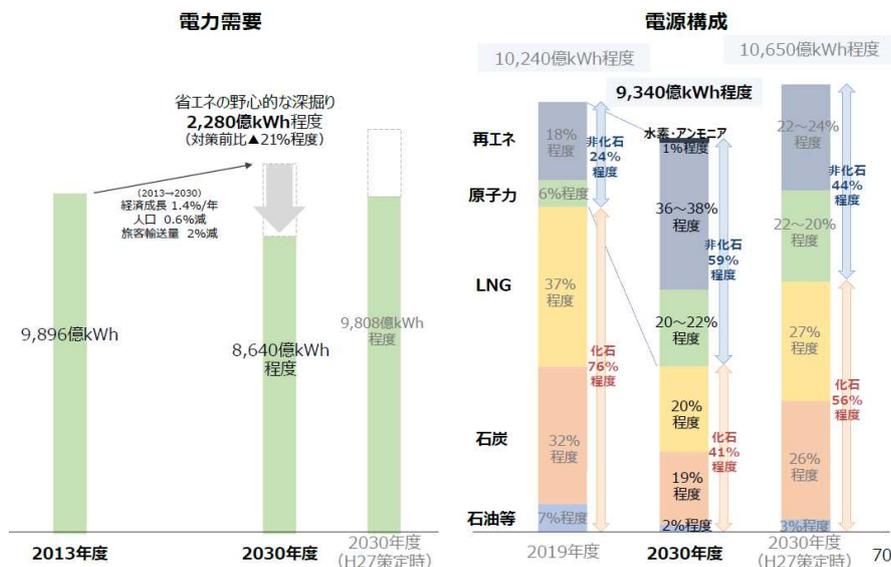


図 1 - 8 : 電力需要・電源構成の見込み (出典 : 資源エネルギー庁 2030 年度におけるエネルギー需給の見直し)

第 1 章

計画策定の背景

カ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和 4 (2022) 年 4 月、プラスチックごみ削減とリサイクル促進を目的とした「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラスチック資源循環法)」が施行されました。この法律は、マイクロプラスチックによる海洋汚染や、プラごみの燃焼による温室効果ガス排出等を減らすため、プラスチック使用製品の設計・製造から販売・提供、排出・回収・リサイクルまでの段階ごとに対策が明記されています。

その上で、プラスチックのライフサイクル全般に関わる事業者・自治体・消費者で、リデュース、リユース、リサイクルの 3 R と、持続可能な資源化を進めることでプラスチックの「資源循環」を促進し、サーキュラーエコノミーへの移行を加速させるとしています。その移行措置として「3R + Renewable (※)」を重点戦略として掲げています。

※ Reduce ごみの発生を減らす、Reuse 繰り返し使う、Recycle 資源として再生利用 + Renewable 再生可能な資源に替える

キ 生物多様性

国は、生物多様性を効果的に保全するため令和 12 (2030) 年自然協約の実現に向け、自然保護区以外の効果的な地域をベースとする「手段」により、生物多様性に貢献する地域を保全するための、OECM の制度設計を進めています。OECM とは、Other Effective area-based Conservation Measure (他の効果的な地域ベースの保全手段) のことで、従来の保

護地域以外の地域をベースとする生物多様性の効果的な保全手段のことです。特に民間が管理する土地を活用した生物多様性保全の取組に期待が集まっています。

国は、令和3（2021）年にG7サミットで日本が約束した、令和12（2030）年までに陸域・海域の30%以上を自然環境エリアとして保全する「30by30」の実現のため、日本版 OECM 認定の仕組みを検討しています。

日本版 OECM の特徴は、民間企業や自治体、活動団体等が有する様々な区域による参画を促進することにより、保護地域を核とした連携性を強化し、広域的で強靱な生態系のネットワーク化を図るというものです。国は、令和5（2023）年中に、陸域において、100地域の自然共生サイトを先行認定することを目標としています。

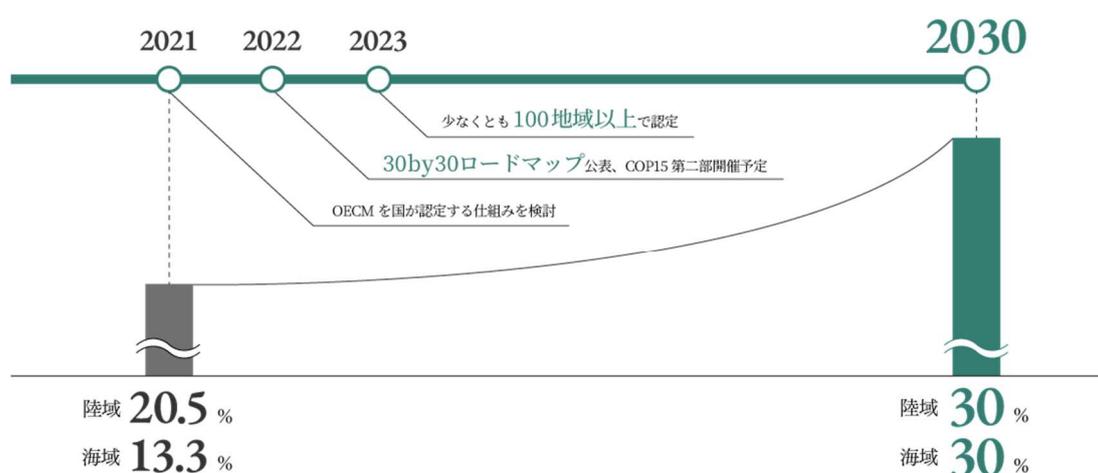


図1-9：30by30ロードマップ（出典：環境省 HP）

(3) 神奈川県動き

ア 神奈川県環境基本計画

神奈川県では、平成28（2016）年3月に平成28（2016）年度から令和7（2025）年度を計画期間とする「神奈川県環境基本計画」を策定し、「次世代につながる、いのち輝く環境づくり」を基本目標に掲げています。

また、基本目標を達成するために、「持続可能な社会の形成」、「豊かな地域環境の保全」、「神奈川のチカラとの協働・連携」の3つの分野を設定し、10年後のめざす姿等や施策の方向を明らかにして、計画の実現に向けて取り組みを推進しています。

イ 2050年かながわ脱炭素ロードマップ

神奈川県でも令和32（2050）年脱炭素社会の実現に向けて、令和3（2021）年11月に「かながわ脱炭素ビジョン2050」を策定しました。

このビジョンでは、脱炭素社会を実現する重要なキーワードとして、「再生可能エネルギー」、「電化」、「DX（デジタルトランスフォーメーション）」を挙げています。

本市を含めた湘南地域圏の脱炭素社会における将来像も示しており、「自然と調和したライフスタイルの一環として、再エネ電力量の変動に対応した需給調整等を活用したVPPを取り入れた暮らしを発信していく」としています。

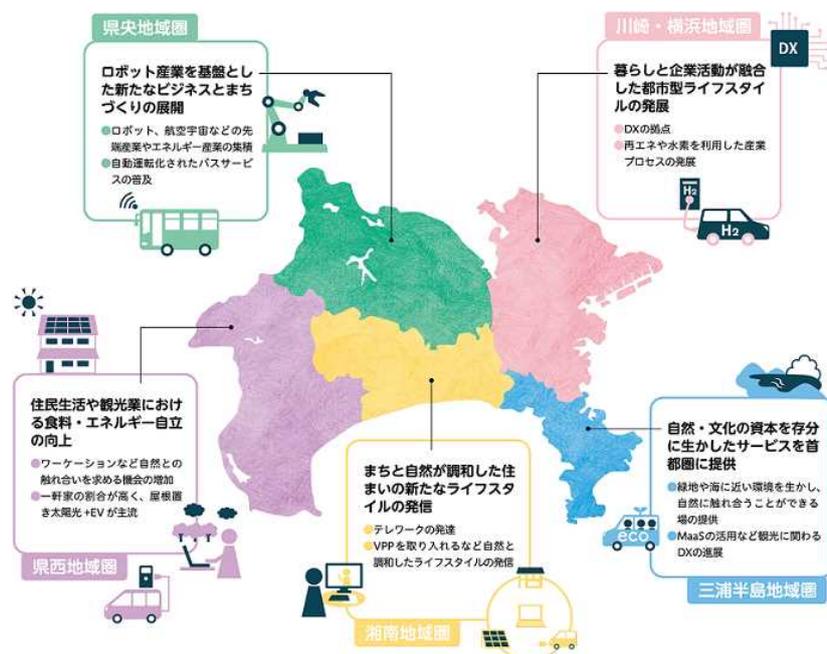


図1-10：各地域圏の将来像のイメージ図（出典：かながわ脱炭素ロードマップ）

※ VPP・・・太陽光発電や蓄電池、電気自動車や住宅設備などをまとめて管理し、地域の発電・蓄電・需要を、まるで一つの発電所のようにコントロールする仕組み

1-3. 本市の概況

(1) 人口

本市の総人口は、令和2年（2020）年1月現在で約10万2千人となっており、平成7年から約4千人増加しています。市全体の人口は今後減少に転じ、令和42（2060）年には約7万3千人になると推計されます。



図1-11：伊勢原市の人口推移（出典：経営企画課資料）

(2) 土地利用

本市は、東西間に東名高速道路、国道246号、小田急線が走っており、距離にして東京から50キロメートル、横浜から45キロメートルの位置にあり、神奈川県ほぼ中央に位置しています。

総面積55.56平方キロメートルのうち森林が約1/3を占め、丹沢大山国定公園の一角に位置するシンボルでもある標高1251.7mの大山を頂点として、東部には豊かな平野部が広がり、鈴川、日向川といった10河川が市内を流れています。



(参考) 現在の土地利用構想図

(3) 広域幹線道路の整備と産業

本市では、新東名高速道路を始めとした広域幹線道路の整備が進んでいます。令和2（2020）年3月に、伊勢原JCT～伊勢原大山ICが開通したことで、首都圏等からのアクセスが更に短縮され、観光客の更なる増加も見込まれます。

令和3（2021）年11月に伊勢原駅北口地区再開発準備組合が設立され、再開発事業の早期事業化に向けた取組を推進しています。

新東名高速道路などの広域交通ネットワークの利便性を生かし、令和3（2021）年に伊勢原大山インター土地区画整理事業が開始され、企業立地に向けて基盤整備が進んでいます。

平成27（2015）年から伊勢原市東部第二土地区画整理事業が開始され、令和2（2020）年から立地企業が操業を開始しています。



NEXECO 中日本提供 2022年7月30日撮影